

道路交通法の一部を改正する法律の概要 ~平成21年4月24日公布~

現状

高齢社会の進展に伴い、高齢運転者の割合は一層高まる傾向

70歳以上の免許保有者数・構成比の推移（全国）

| | (H9) | (H19) | |
|------|--------|--------|-------|
| 保有者数 | 約276万人 | 約616万人 | 2.2倍増 |
| 構成比 | 3.9% | 7.7% | 3.8%増 |



高齢運転者が安全な運転を
継続できるような支援策の充実が必要

高齢者にとって自動車は日常生活における不可欠な移動手段

高齢運転者等専用駐車区間の導入

平成22年4月19日施行

多数の高齢者や障害者が日常生活において利用する官公庁や福祉施設等の周辺に高齢運転者等専用駐車区間を設置

高齢者等が運転しており、かつ、公安委員会が交付する標章を掲示した自動車に限り駐車可

車間距離の保持義務違反に係る法定刑等の引上げ

平成21年10月1日施行

高速自動車国道等において十分な車間距離をとらずに走行している運転者に対する罰則の引上げ

5万円以下の罰金



3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

| | |
|-------|-------|
| 違反点数 | 2点 |
| 反則金 | |
| 中型車以上 | 1万2千円 |
| 普通車 | 9千円 |
| 二輪車 | 7千円 |

地域交通安全活動推進委員の活動の追加

平成21年10月1日施行

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を追加

平成21年4月24日施行



75歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の一律義務付けに関する規定は、**当分の間、適用しない**こととし、70歳以上75歳未満の者と同様に**努力義務にとどめる(罰則なし)**。

高齢運転者標識制度の見直し

平成19年改正
(平成20年6月1日施行)

75歳以上の運転者が普通自動車を運転する際に高齢運転者標識の表示を一律義務付け(罰則あり)

